

令和5年安全報告書

菊南プラザバス株式会社

1.輸送の安全に関する基本方針

菊南プラザバス株式会社の社員としてお客様に安全で快適な輸送サービスをお届けするため、常に輸送の安全に関する法令を遵守し『安全第一』をモットーに輸送の安全性の確保を全社員一丸となって取り組む。

2.輸送の安全に関する目標および達成状況

令和4年度の事故に関する目標および達成状況は下記の通りです。

事故種別	目標	結果
死亡事故・重大事故	0件	0件
飲酒運転	0件	0件
人身事故	0件	0件
物損事故（有責）	0件	0件

次に、令和5年度の安全目標は下記の通りです。

- 【1】 人身（車内・車外）事故、有責物損事故ゼロ
- 【2】 飲酒運転の撲滅、法定速度の遵守
- 【3】 アイドリングストップ、エコドライブの推進
- 【4】 お客様に選定される貸切バス会社としての構築

事故種別	目標
死亡事故・重大事故	0件
飲酒運転	0件
人身事故	0件
物損事故（有責）	0件

今年度も事故数ゼロを達成し、お客様に安全かつ快適なサービスを提供するため、全社員一丸となって安全運転に取り組んで参ります。

3.令和4年度 事故に関する統計

令和4年度の事故発生件数は以下の通り0件です。

事故種別	発生件数
死亡事故・重大事故	0件（前年度比±0件）
飲酒運転	0件（前年度比±0件）
人身事故	0件（前年度比±0件）
物損事故（有責）	0件（前年度比±0件）

※自動車事故報告規則第2条に規定する事故はありませんでした。

4.令和4年度 輸送の安全のために講じた措置

輸送の安全を確保するため、令和4年度は下記の取り組みを行いました。

①運転手の健康管理

全社員に対して定期健康診断を実施し、一部の社員には脳ドッグ検診やSAS（睡眠時無呼吸症候群）の検査を行い、健康状態の把握に努めています。

②経営トップによる安全総点検の実施および点呼立ち合い

経営トップが輸送の安全に関する取り組み状況を点検し、職場環境の確認を行っております。また、始業前点呼や終業点呼にも立ち会うことで、社内の安全に対する意識の向上を図っています。（2020年度は12回実施）

③運行中の運転手に対する注意喚起

すべての運転手に「事故防止の為の乗務員実施要項」と「予防運転に関する10項目」を記載したカードを、常時携帯させています。（次ページ参照）

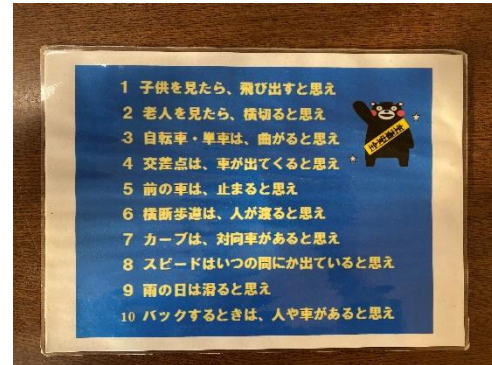
【事故防止の為の乗務員実施要項】

規則	道路交差点を遵守する
出発時	横断歩道の手前ではアクセルを握り歩行者の有無を確認 乗客が乗降するのを車内から確認
	乗降後、発進する時は車内・左右及び前方に人の有無を確認 車内でもアクセルを握り歩行者の有無を確認
経過	赤信号・一旦停止後、発進する時は車内・左右及び前方の有無を確認 信号機のない交差点で、優先道路を走行中であっても手前でアクセルを握り歩行者の有無を確認
	左右のバックミラーで後続の状況を確認する 後退時は必ずハザードランプを点灯させること
乗降時	安全な場所や乗車・降車させること 交差点周辺・カーブ・急勾配での乗降は避ける事
	駐車場では乗降員は必ず乗降口付近に立ち乗車の安全確保に努めること 補助ステップ（踏み台）を撤去すること
その他	停車後、降り台を忘れぬこと 乗降者を助けて乗車・降車・発進する時は停止の安全を確保すること
	乗降問題は渋滞時でも大型バスは自分の乗降を優先して走行すること 乗降時は交差歩行者が乗員減及び乗客になったり止まること

上記の各号を乗務員は遵守し事故防止に努めなければならない

平成20年4月1日
菊南プラザバス株式会社

【事故防止の為の乗務員実施要項】



【予防運転に関する 10 項目】

④運行中の乗客に対する注意喚起

お客様へシートベルト着用のご協力をお願いするプレートを、車内前方と各座席のポケットに入れてさせていただいています。



【車両前方の掲示】



【各座席のポケットへの掲示】

5.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和4年度、運転手、運行管理者、及び整備管理者に対する教育・研修の実施状況は次の通りです。

①運転手に対する教育・研修

・高齢運転手教育

適齢診断の受診した1名に対し、診断結果をもとに各運転手の運転中のクセなどについて確認し合い、安全運転への意識向上に取り組みました。

※初任運転手教育および事故惹起運転手教育は、対象者無しのため行っておりません。

②営業所内における研修

指導監督指針及び法令で定められた項目に合わせた内容の研修と、ドライブレコーダーの映像をもとにしたヒヤリハット対策研修を行いました。

③救急救命研修

消防署よりDVD教材、心肺蘇生トレーニング用マネキン、訓練用AEDをお借りし、社内の救急救命研修を行いました。

6.内部監査の結果、ならびに講じた措置

輸送の安全に関する基本方針にもとづき、安全管理体制の機能状況や、運輸安全マネジメントの実施状況などを確認するため、経営トップ、安全統括管理者を対象に内部監査を実施しました。

監査の結果としては概ね達成されていたものの、さらなる改善が求められる部分についての再確認と社内共有を行い、今積極的に取り組んでいくよう求めました。

7.安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

8.安全統括管理者

専務取締役 長田和久